

令和7年度 東温市高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 説明書

接種には本人の意思が大切です。接種を検討されている方は、本説明書や製薬メーカーが作成しているワクチンごとの説明資料などで、ワクチンの効果や副反応などの詳細を必ずご確認ください。

実施期間

令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日

対象者

東温市に住所を有する人で、次のいずれかに該当する人

- 1) 65歳以上の人
- 2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

接種方法

愛媛県内の予防接種実施医療機関に事前にお問い合わせ下さい。予診票は医療機関にあります。

持参物

- 1) 本人確認書類
- 2) 接種費用 4,500円（実施期間中に1回のみ）

※生活保護世帯の方または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、東温市福祉事務所の発行する証明書を医療機関に提出していただくと接種費用が免除になります。

新型コロナウイルス感染症と合併症

新型コロナウイルスの感染は、①エアロゾル感染（空中に浮遊するウイルスを吸い込む）、②飛沫感染（ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着する）、③接触感染（ウイルスを含む飛沫やウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触る）が主な感染経路と考えられています。感染して多くの方が2～3日程度、長くとも7日程度で発熱、喉の痛み、頭痛、倦怠感（だるさ）などの症状が出始めます。年齢が上がるごとに重症化するリスクが高まるため、高齢者と基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙）のある方は注意が必要です。また、感染から回復した後に持続する症状、新たに出現する症状などの罹患後症状（いわゆる後遺症）が現れることがあると報告されています。新型コロナウイルスは現在も変異を繰り返しており、すでに感染したことがある方や、以前に新型コロナワクチンを接種した方でも新しい変異株に再感染する可能性があります。

ワクチンの効果と副反応

ワクチン接種を受けると、感染した場合の入院や死亡などの重症化を予防する効果が認められたと報告されています。主な副反応は、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱、リンパ節の腫れなどがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

稀に起こる重大な副反応として、ショック・アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、ギラン・バレー症候群などがあります。接種後に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ、手足の力が入りにくい、しびれなどの症状が現れ

たら速やかに医療機関を受診してください。

これら以外の症状が副反応として出る可能性があります。接種後に普段と変わったことがあった場合は、医師に相談してください。

予防接種を受けることができない人

- 1) 明らかに発熱している人（通常は 37.5℃を超える場合）
- 2) 重い急性疾患にかかっている人
- 3) ワクチンに含まれる成分によって、接種後 30 分以内にひどいアレルギー反応（アナフィラキシーなど）を起こしたことがある人
- 4) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した方

次の方は接種前に医師にご相談ください

- 1) 抗凝固療法（血液をサラサラにする薬の投与）を受けている人、血小板減少症又は凝固障害（出血時に血が止まりにくい）のある人
- 2) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症者がいる人
- 3) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患および血液疾患などの基礎疾患のある人
- 4) 過去に予防接種を受けた時、2 日以内に発熱、全身性の発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人、また、そのおそれがある人
- 5) 過去にけいれん（ひきつけ）の既往歴のある人

接種後は以下の点に注意してください

- 1) 接種後 30 分間は、急な副反応（冷汗が出る、めまい、顔面蒼白、手足が冷たくなる、意識の消失）、アナフィラキシー（全身のかゆみ、じんましん、喉のかゆみ、ふらつき、動悸）が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- 2) 接種直後または接種後に、血管迷走神経反射として立ちくらみや失神を起こすことがあります。転倒に注意してください。
- 3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめてください。
- 4) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。
- 5) 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、下記問い合わせ先にご連絡ください。

問合せ先

東温市 健康推進課 TEL 089 - 964 - 4407

